

23福保健薬第2045号

平成24年2月22日

各特別区保健所薬務主管課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部薬務課長

(公印省略)

薬局機能情報の定期報告について

平素より東京都の薬事行政に御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、薬局機能情報につきましては、毎年1回以上、都道府県に報告（定期報告）することとなっており、都においては、東京都薬事法施行細則第2条の2に基づき、毎年3月31日がその期限となっております。

つきましては、別紙のとおり、平成23年12月末までに薬局機能情報報告書を提出済みの薬局に対し、定期報告を依頼したので、参考を送付します。



問い合わせ先

担当：健康安全部薬務課薬務係 谷崎、大崎

電話：03-5320-4511（直通）

ファクシミリ：03-5388-1434

各薬局開設者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
中谷 肇一
(公印省略)

薬局機能情報の定期報告について

平素より東京都の薬事行政に御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、薬局機能情報については、毎年1回以上、都道府県知事に報告（定期報告）することとなっており、都においては、東京都薬事法施行細則第2条の2に基づき、毎年3月31日がその期限となっております。

つきましては、下記により報告書の提出をお願いいたします。

記

1 報告書の作成

- (1) 同封の「薬局機能情報報告書」及び「東京都独自公表項目報告書」（平成24年1月末現在の報告内容を印字したものを）、記入日時点の薬局の現状をもとに、赤字で訂正してください。
- (2) 特に注意いただきたい点について記入例を添付しています。必ず御確認ください。

2 提出期限

平成24年3月31日（土曜日） 必着 ※ 訂正が全くない場合にも、提出が必要です。

3 提出方法

同封の返信用封筒に90円切手を貼付し、以下あて先に、郵送にて提出してください。

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎21階北側
東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬務係

※ 都庁第一本庁舎21階北側窓口（薬務課薬務係）での提出も受け付けます。

※ 保健所では受け付けておりません。

4 その他

- (1) 公表データ（ホームページ）の更新作業は、報告書の受理日に応じ、平成24年4月及び5月に行う予定です。
- (2) 薬局機能情報の基本情報に変更が生じた場合は、「薬局機能情報変更報告書」を提出することになっていますが、今回赤字訂正した内容については、変更報告書は不要です。
- (3) 開設者氏名等の表記は、インターネット上で閲覧可能な文字となるので、御了承願います。
- (4) この通知は、平成23年12月末までに「薬局機能情報報告書」等を提出いただいた薬局を対象に送付しています。
- (5) 東京都薬局機能情報提供システムは、「薬局いんふお」でキーワード検索できます。

問い合わせ先 担当：健康安全部薬務課薬務係 谷崎、大崎 電話：03-5320-4511
--

※ 特にご注意いただきたい点を抜粋しています。

薬局機能情報報告書 第一片

○ 住所・氏名等の欄について

東京都知事 殿

記入年月日、許可番号（薬局開設許可証に記載の番号）、住所、氏名を記入し、押印してください。

平成24年3月5日

許可番号 ○○第○○○号

平成24年1月以降に、薬局を開設している法人が変わっている場合には、この報告書は提出せずに、新規に薬局機能情報報告書等を提出してください。

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

株式会社都庁薬局
代表取締役 東京太郎

代表取締役印

○ 訂正の方法について(薬局の管理者の項目を例として)

(2) 薬局開設者 (法人にあつては、業務を行う役員のうち代表者の氏名)

フリガナ	トウキ
開設者氏名	東京

訂正は、赤字でお願いいたします。二重線で取り消しをした上、該当の欄に字句、数字等を記入してください。

(3) 薬局の管理者

フリガナ	キウキョウ ハナコ	ニホン サクラコ
管理者氏名	東京 花子	日本 桜子

薬局機能情報報告書 第五片

○ 「対応することができる外国語の種類」の項について

外国語に対応が可能な場合、必ず「レベル及び事前連絡要否」の欄にも、該当の口に「レ」を付けてください。

(2) 対応することができる外国語の種類

種類	レベル及び事前連絡要否
<input checked="" type="checkbox"/> 英語	<input checked="" type="checkbox"/> 片言 <input type="checkbox"/> 日常会話 <input type="checkbox"/> 母国語並 <input type="checkbox"/> 事前連絡必要 <input checked="" type="checkbox"/> 事前連絡不要
<input type="checkbox"/> 中国語	<input type="checkbox"/> 片言 <input type="checkbox"/> 日常会話 <input type="checkbox"/> 母国語並 <input type="checkbox"/> 事前連絡必要 <input type="checkbox"/> 事前連絡不要
<input type="checkbox"/> 韓国語	<input type="checkbox"/> 片言 <input type="checkbox"/> 日常会話 <input type="checkbox"/> 母国語並 <input type="checkbox"/> 事前連絡必要 <input type="checkbox"/> 事前連絡不要

英語、中国語、韓国語以外で対応可能な「その他の外国語」が3つ以上ある場合は、最後のページに記載してください。

※ 第6片(3) 障害者に対する配慮の項でも、事前連絡の要否について、選択肢がありますので、相談が可能な場合には、必ず該当の口に「レ」を付けてください。

薬局機能情報報告書 第七片

- 「医療保険及び公費負担等の取扱い」の項について
 - ・ 東京都助成医療（「難病医療」から「義務教育就学児医療」までの9項目）については、東京都薬剤師会会員が属する薬局については、「有」となります。その他の薬局は、指定の有無を確認して記入してください。
 - ・ 「その他」の項には、医療保険・公費負担と関係のない事項を記入いただいても表示できないのでご注意ください。
- 「認定薬剤師」の項について
 - ・ 認定薬剤師としては、研修認定薬剤師、漢方薬・生薬認定薬剤師の他、認定実務実習指導薬剤師、DLM（医薬品ライフタイムマネジメント）認定薬剤師が表示できます。認定に該当しないものや、薬事に関する実務に該当しないものは表示対象外となっています。
 - ・ これまでに記入いただいた中で、表示できないと回答した資格等の例（下記）を参考とし、不明なものは予めお問い合わせください。

＜認定薬剤師として表示できない資格等（例）＞

学校薬剤師、薬物専門講師、東京都薬物乱用防止指導員、登録販売者、衛生検査技師、介護支援専門員、サプリメントアドバイザー、栄養情報担当者、アロマセラピーアドバイザー、NST専門療法士、日本更年期医学会専門薬剤師、日本臨床薬理学会認定薬剤師、日本アロマセラピー学会認定薬剤師、認知症予防指導士 など

薬局機能情報報告書 第八片

- 「薬局の薬剤師数」
 - ・ 薬剤師数は、厚生労働省の通知に基づき、以下に従って記載してください。
 - ① 常勤薬剤師（薬局で定める勤務時間の全てを勤務する者）をもって員数1とする。
 - ② 非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤務時間により除した（割り算した）数とする。ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満と定められている場合は、分母を32とする。
 - ③ 端数は切り捨てる。
- 「処方せんを応需した者の数」の項について

(4) 症例を 「延べ患者数」は、昨年1年間（平成23年1月1日から12月31日まで。平成23年中に開局した薬局の場合は、開局日から12月31日まで。）の処方せん応需枚数です。毎年変化する数値ですので、必ず更新してください。処方せん応需がない場合は、空欄とせずに「0」と記入してください。

(5) 処方せんを応需した者（以下「患者」という。）の数

延べ患者数（実数）	32,180人 35,112 人
-----------	------------------------------------

東京都独自公表項目報告書

- 「医療用医薬品備蓄数」の項について
 - ・ 「後発医薬品備蓄数」の概数について、報告をお願いします。
- (1) 医療用医薬品について

<input checked="" type="checkbox"/> 医療用医薬品備蓄数(後発医薬品含む)	約 850	品目
<input checked="" type="checkbox"/> 後発医薬品備蓄数	約 150	品目

「後発医薬品備蓄数」は「医療用医薬品備蓄数」のうち、後発医薬品の備蓄数を再掲してください。